

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和3年9月22日

神奈川県議会議長 小島 健一 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

コロナ対策の課題について

■ 若者優先シフトについて

「政治屋(ポリティシャン)は次の選挙を考え、政治家(ステーツマン)は次の時代のことを考える」。

出展は明確ではないようですが、19世紀の米国の牧師・ジェームズ・クラーク氏やリンカーン大統領が言ったと引用されています。

私から、地元・戸塚のシニア世代の方々に、高齢者優先から若者優先シフトへの転換についてヒアリングしたところ、意外にも、多くの賛同を得られました。政治家だろうとなかろうと、多くの方々は次の時代・次の世代のことを考えているのです。

前回の定例会で「若者優先シフト」についての文書質問を提出しました。その際は、主に若者のワクチン接種について伺いましたが、次のようなことも検討すべきと主張し提言しました。

「コロナ対策に巻き込まれた若者たちには、この失われた時間を挽回して欲しいし、政策的に挽回させることが責務である。これまでの高齢者優先シフトに異論は無い。ただし、それと引き換えに若者たちに我慢を強いることは、将来の社会全体における不利益が大き過ぎる。若者たちの自粛期間の損失を挽回させるべく、今後のあらゆる施策について全庁挙げて若者優先シフトを講じるべきである」。

若者でいられる時間は、あっという間に過ぎ去ってしまいます。それゆえに、手立てを講じるための悠長に構えている時間はありません。これまでも本県では、教育局・福祉子どもみらい局・産業労働局を中心に、次世代の育成や若者をサポートする施策を展開していますが、今まで以上に「挽回」をテーマにした取り組みが必要だと考えます。

前述した文書質問に対する7月12日付の知事からの答弁書で、「この自粛要請は、若者たちの生活への影響が大きく、若者の時代だからこそ得られる貴重な体験や経験を犠牲にし、協力をしていただいている」との認識を示していただきました。

● その知事のご認識のもと、若者たちに「犠牲」を強いるのではなく、これからは全庁的に若者優先シフトを意識し、そのことが実現出来る予算配分を検討すべきと考えますが、知事のご所見を伺います。

■ コロナ対策の雇用調整助成金等と民間の労働人材・労働力不足との矛盾解消について

雇用調整助成金等は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、「一時的な雇用調整」を実施することによって、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

コロナ対策の影響で業績不振の事業者には、雇用調整助成金等で従業員を解雇させることなく、人材＝労働力を確保させることが出来るため、事業主は助かっています。

また、この雇用調整助成金等で守られた人材は、労働力としては「休眠状態」であるとも言えます。

コロナ対策の中のこの制度は雇用状態をキープさせながら、コロナが過ぎ去るのをじっと待って、いずれ収束すれば、コロナ前の日常が戻ってくるが大前提の制度であると感じます。要するに、ウィズコロナ・アフターコロナにおいては、コロナ前の状態に戻らんと想定したものです。

しかし、現実には「ニューノーマル／新たな生活様式」と言われるように、新たな社会秩序に生まれ変わるであろうことは容易に察せられます。消費者の行動様式が元通りになるかわからない中、アフターコロナにおいても、雇用調整助成金等を申請した事業者の業績が回復するとも限りません。

相次ぐ変異株の発生によりウィズコロナは、どれだけ長期化するか見通しは立っていませんし、感染症の収束は、非常に複雑で判断が難しいとされています。収束の定義すら、明確に出来ないのが現状ではないかと感じます。いつまで雇用調整助成金等による支援が存続するのかわかりません。

一方、2019年をピークに労働力人口が減少する時代に突入した我が国では、労働力不足・人材不足が叫ばれ、とりわけ建設業界や運送流通業界・介護福祉業界・IT業界等では人手不足により、業績は良いものの廃業をせまられる事業者も現れています。

そんな中、本県におけるコロナ対策の雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の支給決定件数は、合計で221,752件。合計支給額は、2,069億4,160万4,700円(本年9月10日時点)。

県は、この助成金が適用された人数を把握していない、とのこと。しかし、この支給額を1人/1日あたりの最大支給額15,000円で割ると、延べ人数1,379万6,107人分になります。さらにその人数を、最初の緊急事態宣言から9月10日までの約17ヶ月×毎月の就労日数25日=425日間で割ると32,461人。

要するに、どんなに少なく見積もっても約3万人分の労働力が17ヶ月間もの間、休眠状態であるということになります。

もしも仮に、この半数の労働力が新たな従業員として就労現場に移動すれば、人材難にあえぐ事業者は息を吹き返します。財政的にも公費の支出を抑えることが出来ますし、事業者も従業員も納税額が増えます。

雇用調整助成金等による支援制度が、事業主を助けているのは確かです。しかし、原資は公費です。それゆえに、社会全体の利益を考えなければなりません。だとすれば、労働力を休眠させるのではなく、労働力の移動を促すべきではないでしょうか。

● 深刻な人材不足である状況下において、休眠状態の労働力＝人材を、人材不足にあえぐ業界に誘導出来れば、経済活性化にも財政的にも有益であるがゆえ、そのような政策を講ずるべきと考えますが、知事のご所見を伺います。

■ 新型コロナウイルス関連融資の不十分な認定基準について

神奈川県中小企業制度融資を受けるには、あくまでもコロナ認定が必要になります。そして、認定を受けるには、大前提として「最近1ヶ月の売上が前年同期より5～20%以上減少している方」という縛りがあります。

令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症が発生、拡大し始めた同時期に開業した事業者は、現実的にコロナの影響を受けたとしても、認定はされることはありません。明らかにコロナの影響を受けている場合であっても、「前年比」「前月比」などと数字に現れない限り、支援策から取り残されてしまっています。

現在、各金融機関では、コロナ認定されている事業者には国の後ろ盾ゆえに甘い審査で融資を受けることが出来ます。一方、コロナ認定されない事業者には、その反動ではないかと感じるような厳しい審査で、貸し渋りと思えるような状況も見受けられます。

コロナ支援について、「誰一人取り残さない」、とは言うものの、現実には取り残されてしまっています。

● コロナの影響を実際に受けているすべての事業者を支援するため、「前年対比」だけではなく、あらゆる影響を考慮したコロナ認定の基準について、本県独自の見直し・設定が必要と考えますが、知事のご所見を伺います。

以上